



2023年9月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C E ホ ー ル デ ィ ン グ ス
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O (最 高 経 営 責 任 者) 齋 藤 直 和
 (コー ド 番 号 : 4320 東 証 プ ラ イ ム 、 札 幌)
 問 合 せ 先 常 務 取 締 役 C S O (最 高 戦 略 責 任 者) 芳 賀 恵 一
 (T E L . 0 1 1 - 8 6 1 - 1 6 0 0)

第三者割当により発行される第4回新株予約権の発行及び
 コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2023年9月25日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2023年10月11日
(2) 新株予約権の総数	25,000個
(3) 発 行 価 額	総額3,750,000円（新株予約権1個につき150円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	2,500,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は600円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,500,000株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	1,503,750,000円（差引手取概算額：1,492,750,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：3,750,000円 新株予約権行使による調達額：1,500,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 600円 行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の終値に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等

	には該当しません。
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 予 定 先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 (以下、「マイルストーン社」といいます。) に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	<p>① 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日 (2023 年 9 月 25 日) 時点における当社発行済株式総数 (15,347,600 株) の 10% (1,534,760 株) を超えることとなる場合の、当該 10% を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付けられております。</p> <p>② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日 (以下、「取得日」といいます。) を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ 本契約における定め 当社は、マイルストーン社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本契約を締結する予定です。本契約においては、以下の内容が定められております。詳細は、「2. 募集の目的及び理由 (2) 本資金調達方法 (第三者割当てによる新株予約権発行) について」に記載してあります。 ・当社による本新株予約権の行使の指定 ・当社による本新株予約権の行使の停止 なお、本契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記のマイルストーン社の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p> <p>④ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社グループは、中期経営計画 2025 において、収益力強化や次世代に向けての施策として、新サービスの立ち上げや拡大に必要なリソースを獲得するため、M&Aや提携を積極的に推進しております。当社グループの中期経営計画は毎年ローリングを行っておりますが、今後もM&Aを積極的に推進し、成長スピードを加速させることが不可欠であると考えております。

本新株予約権の権利行使による調達資金については、全額をM&A資金に充当する予定です。個々のM&A案件の内容は様々で各案件の必要資金額や投資時期が異なり、現時点において具体的に決定したものはないものの、必要な場合にはその機会を逸することなく機動的に資金を配分することが求められるため、事前に資金を調達しておくものであります。なお、不足分は自己資金または借入金を充当する予定です。

仮に支出予定期間内にM&Aの実行に至らなかった場合においても、M&A案件の探索・検討を継続する予定であり、現時点では資金使途の変更は予定しておりません。ただし、将来において当社の状況に変更が生じM&Aの推進を停止することとなった場合には、本資金調達により調達した資金を、新サービスの立ち上げや拡大に必要な研究開発費や設備投資等に充当する可能性があります。資金使途の変更を行う場合にはすみやかに開示いたします。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は、当社株価の推移及び新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、当社は本新株予約権の行使価額を修正する可能性があるため、調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、自己資金または金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。

本新株予約権が行使され、あらかじめM&A資金を確保しておくことにより、必要な場合に時機を捉えたM&Aをより実施しやすくなります。当社といたしましては、これにより既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

なお、具体的な資金使途につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

（1）その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。

現時点において当社の財務状況は健全であり、銀行からの借入余力を十分に有していると認識しておりますが、業容拡大に伴う将来的な所要運転資金借入の可能性及びM&A資金が本資金調達で不足した場合に備えて余力を維持しておく必要があることや、銀行借入金利の上昇リスク等を勘案すると、既存株主の皆様の株式の希薄化というデメリットを考慮した上でも、エクイティによる資金調達方法が妥当であると判断しました。

また、公募増資については、今回の調達規模で考えると、調達に要する時間がかかり、コストも割高であること、また、第三者割当増資による新株式の発行や第三者割当による自己株式処分については、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、加えて割当先の検討は慎重に行う必要があり、その検討や割当先との協議に時間を要するため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

（2）本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

なお、第三者割当による新株予約権発行は、その権利行使価額が修正される方式（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等）と権利行使価額を固定する方式（以下、固定型といいます。）があります。当社は本資金調達の検討にあたりMSCB等と固定型とで比較検討を行いました。株価下落リスクをできるだけ抑えるため固定型を採用することとしました。当初権利行使価額を600円（2023年9月25日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値567円より33円高い金額。乖離率5.82%。）とし、また、固定型であっても6ヶ月を経過した場合には権利行使価額を修正できることとしておりますが、その下限行使価額は当初権利行使価額と同額としております。これらにより株価が上昇しない限り株式価値希薄化が生じないスキームとなっており、本資金調達による株価下落リスクをできるだけ抑える設計としております。

① 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市場環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2023年9月25日）時点における当社発行済株式総数（15,347,600株）の10%（1,534,760株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また当社はマイルストーン社に対し、本新株予約権の行使を何度でも一時的に停止させることができる旨の行使停止指定条項を付しており、株式の急激な希薄化を抑制することが可能です。一方で、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社がマイルストーン社に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の16.29%（2,500,000株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、マイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行った上で、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、あらかじめM&A資金を確保しておくことにより、必要な場合に時機を捉えたM&Aをより実施しやすくなります。当社といたしましては、これにより既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、行使価額の上方向修正を行うことで、当社の資金調達額を増加させることができる一方で、下記に記載するコミットメント条項（行使指示条項）を通じて、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

（1）行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達額を増加させることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、そのため、発行手続きにかかる時間・費用面のコストを最小限に抑えることができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

（2）行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（780円）を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（900円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2日続けて行うことはできず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の代表取締役会長である杉本恵昭が締結する株式貸借契約の範囲内（300,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

（3）行使停止指定条項

本新株予約権は、原則、割当予定先の裁量により新株予約権の行使が進みますが、当社は、本契約に基づき、割当予定先に対して、本新株予約権を行使できない期間を指定することができます。行使停止指定の期間及び行使停止指定の対象となる本新株予約権の数は当社の裁量により決定することができます。また、複数回の行使停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、いったん行った行使停止指定をいつでも取り消すことができます。当社の判断により随時行使停止指定を行うことが可能であるため、当社が当社の資金需要及び市場環境に鑑み主体的に希薄化の程度や資金調達時期を設定することが可能となります。

（4）行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2023年9月25日）時点における当社発行済株式総数（15,347,600株）の10%（1,534,760株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

（5）取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

（6）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記（2）記載の行使指示条項や（3）記載の行使停止指定条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

調達する資金の総額	1,503,750,000円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	3,750,000円
（新株予約権の行使による調達額）	1,500,000,000円
発行諸費用の概算額	11,000,000円

差引手取概算額

1,492,750,000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用 3,000千円、株式事務手数料 1,600千円、登記関連費用 5,600千円、その他諸費用(弁護士費用・外部調査費用・有価証券届出書作成支援費用) 800千円であります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記株式事務手数料及び登記関連費用は減少します。
3. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
M&A資金	1,493	2023年12月～2025年12月

- (注) 1. 「具体的な使途」は、仮に支出予定期間内にM&Aの実行に至らなかった場合においても、M&A案件の探索・検討を継続する予定であり、現時点では資金使途の変更は予定しておりません。ただし、将来において当社の状況に変更が生じM&Aの推進を停止することとなった場合には、本資金調達により調達した資金を、新サービスの立ち上げや拡大に必要な研究開発費や設備投資等に充当する可能性があります。資金使途の変更を行う場合にはすみやかに開示いたします。
2. 当社が実行するM&Aの回数は設定しておりませんが、1社あたりの投資金額は数億円から10数億円を想定しております。本資金調達の規模については、同時期に複数の案件を実行できる、あるいは比較的規模が大きい案件にも対応できるようにすることを念頭に検討しましたが、一方で株式の希薄化への配慮も必要であり、これらを勘案し1,493百万円としました。
3. 支出予定時期については、現時点において具体的に決定した案件はありませんが、割当日である2023年10月11日以降案件が具体化し、かつ早期に資金調達が進むことを想定して、始期を2023年12月としております。また、本資金調達は新株予約権の行使期間を2025年10月10日としており、資金効率を考えると、同日までに調達した資金によりすみやかにM&Aを実行することが望ましいため、終期を2025年12月としております。ただし、当社のM&A推進方針に期限はなく、また個々のM&A案件の内容は様々で各案件の必要資金額や投資時期が異なるため、実際にはこの支出予定時期と差異が発生する可能性があります。
4. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、安全に運用・管理することとしています。
5. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(具体的な使途について)

当社は、本新株予約権による調達資金をM&A資金に充当することを予定しています。

当社グループが過去5年間(2018年9月期以降)に実施したM&Aとしては、2019年11月の

株式会社マイクロン及び同社の完全子会社である株式会社エムフロンティア（マイクロンの発行済株式数の70.60%を129百万円で取得）、2020年4月の株式会社とらうべ（当社グループである株式会社Mocosukuが、株式会社とらうべの事業を会社分割（吸収分割）により承継。対価28百万円。）、2022年2月の株式会社サンカクカンパニー（発行済株式数の全てを450百万円で取得）があります。

当社グループは、成長戦略である「既存事業の収益拡大」「既存事業の強みを生かした新たなサービスビジネスの創出」「既存事業に次ぐ、成長事業の創出」を推進するための手段の一つとして、M&A案件の探索及び検討を続けており、多くの情報を多方面から入手し候補案件を検討している状況です。

今回調達した資金を充当するM&Aの対象としては、特に以下の企業を重点的に探索・検討しております。

- ① 電子カルテシステムに関連する新たなサービス（情報共有、診療支援、医療データの利活用等）を展開する企業
- ② 医薬品や医療機器の開発を情報通信技術で支援する企業
- ③ モバイルアプリを開発・販売する企業
- ④ 個人（患者や医療従事者等）に新サービスを認知していただき普及促進するための知見を有するデジタルマーケティング支援企業
- ⑤ その他、当社グループの成長戦略推進に資する企業（AIの活用等を含む）

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前述の通り、本資金調達により調達する資金をM&Aに充当し、当社の成長戦略である「既存事業の収益拡大」「既存事業の強みを生かした新たなサービスビジネスの創出」「既存事業に次ぐ、成長事業の創出」を推進することは、成長基盤の確立と企業価値の向上につながり、更には株主価値の持続的向上につながると考えております。これを踏まえ、当社は、かかる資金使途は合理的と判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口 真人）（以下、「プルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。

プルータス社は、発行要項及び本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利率、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。また、割当先の行動としては株価が行使価額を上回っているときは随時、1回あたり120個の本新株予約権を行使し、行使により取得した全ての株式を売却後に次の行使を行うことを前提にして評価を行っております。なお、割当予定先が随時本新株予約権を行使することを前提としているため、発行会社による行使指示については行わないことを想定して評価をしております。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額の150円（1株当たり1.5円）といたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2023年9月22日）の東京証券取引所における普通取引の終値567円を参考として1株600円（乖離率5.82%）に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均579円に対する乖離率は3.63%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均609円に対する乖離率は△

1.48%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均 586 円に対する乖離率は 2.39%となっております。本新株予約権の行使価額について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、当社監査等委員会から、本新株予約権の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は 2,500,000 株であり、2023 年 9 月 25 日現在の当社発行済株式総数 15,347,600 株に対し 16.29% (2023 年 9 月 25 日現在の当社議決権個数 149,459 個に対しては 16.73%) の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が可能であり、また、行使停止指定条項に基づき行使停止指定の期間及び行使停止指定の対象となる本新株予約権の数を当社の裁量により決定し、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、2020年9月期 8.10 円、2021年9月期 42.34 円、2022年9月期 39.13 円となっております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 浦谷 元彦
(4) 事 業 内 容	投資事業
(5) 資 本 金	10百万円
(6) 設 立 年 月 日	2012年2月1日 (注)
(7) 発 行 済 株 式 数	200株
(8) 決 算 期	1月31日
(9) 従 業 員 数	4人
(10) 主 要 取 引 先	株式会社SBI証券
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	浦谷 元彦 100%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません

	ん。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2021年1月期	2022年1月期	2023年1月期
純 資 産 (百万円)	2,251	2,651	2,758
総 資 産 (百万円)	2,822	3,448	3,132
1株当たり純資産 (円)	11,257,822	13,258,504	13,791,670
売 上 高 (百万円)	4,341	5,311	1,696
営 業 利 益 (百万円)	735	980	61
経 常 利 益 (百万円)	747	977	59
当 期 純 利 益 (百万円)	616	400	106
1株当たり当期純利益 (円)	3,080,865	2,000,682	533,165
1株当たり配当金 (円)	-	-	-

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、2012年2月1日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社(2009年2月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

※ 当社は、割当予定先であるマイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関(株式会社ディークエストホールディングス、東京都千代田区神田駿河台3-4、代表取締役社長 山本陽介)に調査を依頼いたしました。株式会社ディークエストホールディングスからは、新聞記事、インターネット検索、判例情報、官報により詳細調査を行った結果、反社会的勢力等の関与情報が無い旨の調査報告書を受領しております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主(主な出資者)は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る証券会社、投資会社との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、2023年9月25日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を

割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、2009年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。同社から開示された資料を確認したところ、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約57社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達の方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の筆頭株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、2022年2月1日から2023年1月31日に係るマイルストーン社の第11期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高1,696百万円、営業利益が61百万円、経常利益が59百万円、当期純利益が106百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2023年1月31日現在の純資産が2,758百万円、総資産が3,132百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2023年8月25日現在の預金残高が1,213百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましたは、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の代表取締役会長である杉本恵昭との間で、当社株式の貸借契約を締結します。

マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているもの

と判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社の代表取締役会長である杉本恵昭との間で、2023年10月20日から2025年10月10日までの期間において当社普通株式300,000株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定です。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2023年3月31日現在)	
杉本 恵昭	10.06%
日本電気(株)	7.82%
(株)UH Partners 2	7.45%
光通信(株)	7.03%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5.80%
(株)EMシステムズ	4.56%
(株)CEホールディングス	2.59%
(株)エスアイエル	2.51%
MSIP CLIENT SECURITIES	2.22%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、2023年3月31日時点の株主名簿を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2023年10月11日から2025年10月10日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

2023年9月期の連結業績見通しにつきましては、2023年5月8日発表の「業績予想の修正に関するお知らせ」から変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
売上高 (百万円)	10,603	12,284	13,702
営業利益 (百万円)	547	879	1,031
経常利益 (百万円)	452	908	1,044
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	121	632	588
1株当たり当期純利益 (円)	8.10	42.34	39.13
1株当たり配当金 (円)	6.80	8.00	12.00
1株当たり純資産 (円)	301.40	339.05	373.59

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2023年9月25日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	15,347,600株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	-株	-%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
始値	450円	661円	608円
高値	736円	767円	608円
安値	316円	501円	398円
終値	670円	613円	463円

② 最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	559円	530円	542円	665円	631円	581円
高値	563円	588円	683円	704円	646円	604円
安値	521円	528円	542円	594円	535円	558円
終値	529円	541円	660円	626円	581円	567円

(注) 2023年9月の株価については、2023年9月22日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2023年9月22日
始値	562円
高値	571円
安値	558円
終値	567円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

10. 発行要項

株式会社CEホールディングス第4回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社CEホールディングス第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,750,000 円
3. 申込期日 2023 年 10 月 11 日
4. 割当日及び払込期日 2023 年 10 月 11 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,500,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 25,000 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 150 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株

式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、600円とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に修正することができる。ただし、修正基準日時価が600円（以下「下限行使価額」という。ただし、第11項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌々取引日に生じるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が

設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

調整前行使価額により当該期間

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2023年10月11日から2025年10月10日(但し、2023年10月10日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(2023年9月25日)時点における当社発行済株式総数(15,347,600株)の10%(1,534,760株)(但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じ

た場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該10%(但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第12項ないし第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 12 項に定める行使期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

株式会社 C E ホールディングス 経営・事業企画室
札幌市白石区平和通十五丁目北 1 番 21 号

22. 払込取扱場所

株式会社北洋銀行 石山通支店

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 150 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前取引日（2023 年 9 月 22 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値 567 円を参考として 600 円とした。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上